

茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内で創業する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対し、市が創業のための融資について利子補給金を交付することによりその利子負担の軽減を図り、もって市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(利子補給対象者)

第2 利子補給の対象となる者は、中小企業者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する市町村の長の証明（第5において「証明」という。）を受けた者
- (2) 令和8年3月31日までに第3に規定する利子補給対象融資の実行を受けた者
- (3) 創業して5年を経過するまでに第3に規定する利子補給対象融資の実行を受けた者
- (4) 利子補給対象融資に係る借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てる者
- (5) 本補給金の交付申請書を提出する時点で市内に事業所を有し、かつ市内で事業継続の意思がある者
- (6) 市税を滞納していない者

(利子補給対象融資)

第3 利子補給の対象となる融資は、大阪府中小企業融資制度要綱第3条に規定する開業・スタートアップ応援資金の融資制度による融資のうち保証金額が6,000,000円を超えるもの並びに株式会社日本政策金融公庫の融資制度及び北おおさか信用金庫の融資制度による融資とする。ただし、国その他の機関から利子補給金の交付を受け、又は受ける予定のある融資を除く。

(利子補給対象利子)

第4 利子補給の対象となる利子は、対象者が申請日の属する年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間（以下「補給期間」という。）に支払った利子補給対象融資に係る利子の合計額とする。

(利子補給金額)

第5 利子補給金の額は、利子補給対象利子に、1.0%を利子補給対象融資の返済利率で除して得た率を乗じて得た額とする。ただし、当該返済利率が1.0%以下の場

合にあっては、利子補給金の額は、当該利子の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の融資に係る利子補給金の額は、各年度において100,000円を限度とし、かつ、一の融資に係る利子補給金の合計額は300,000円を限度とする。

3 利子補給金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(交付対象期間)

第6 利子補給金の交付対象期間は、利子補給対象者が証明を受けた後、最初の利子補給対象融資の実行日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。ただし、概ね1月に1回約定返済日が到来する場合にあっては、36回目の約定返済日までとする。

(利子補給金の交付申請)

第7 利子補給金の交付を受けようとする者は、茨木市創業融資に係る利子補給金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 利子補給対象融資の実行を確認できる書類

(2) 返済利率を確認できる書類

(3) 支払った利子の額を確認できる書類

(4) 当該申請に係る事業について、市外に事業所を有するものにあっては、融資の資金使途を確認できる書類

(5) 当該申請に係る事業について、この要綱による利子補給を初めて受ける場合にあっては、創業した日を確認できる書類

(6) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱(平成25年4月1日実施)に規定する誓約書

(利子補給金の交付決定)

第8 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において利子補給金を決定し、申請者に対し茨木市創業融資に係る利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(利子補給金の交付請求)

第9 第7の利子補給金交付決定通知書を受けた者は、茨木市創業融資に係る利子補給金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、利子補給金の交付を請求しなければならない。

(利子補給金の交付)

第10 市長は、第8の規定による利子補給金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に利子補給金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、利子補給金の執行の適正を期するため、その職員に、利子補給金を交付した中小企業者の事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 利子補給金の交付を受けた者は、当該利子補給に係る事業等の収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 利子補給金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 利子補給金の交付を受けた者は、当該利子補給に係る事業等の施行に関する書類及び帳簿等を、当該利子補給が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(利子補給の取消し等)

第14 市長は、利子補給金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により利子補給を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、利子補給金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成27年1月1日以後に実行された融資について適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第3に規定する利子補給の対象となる融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第3に規定する利子補給の対象となる融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第3に規定する利子補給の対象となる融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第3に規定する利子補給の対象となる融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月4日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第3に規定する利子補給の対象となる融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第3に規定する利子補給の対象となる融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱の規定による利子補給を受けている者については、この要綱による改正後の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第2の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

この要綱は、令和2年12月14日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に改正後の要綱第7の規定により行った申請に係る利子補給金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第6の規定により行った利子補給金については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に改正後の要綱第7の規定により行った申請に係る利子補給金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第6の規定により行った利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に改正後の要綱第7の規定により行った申請に係る利子補給金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の茨木市創業融資に係る利子補給金交付要綱第6の規定により行った利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

商号（法人名）

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市創業融資に係る利子補給金交付申請書

茨木市創業融資に係る利子補給金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために、私の住民登録の状況、市税等の納税状況について、市長が関係機関に照会することに同意します。

また、本申請の対象となる融資が国その他の機関から利子補給金の交付を受け、又は受ける予定のある融資ではないこと及び市内で事業継続の意思があることを誓約します。

1 利子補給対象融資

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 利子補給対象融資の実行を確認できる書類
- (2) 返済利率を確認できる書類
- (3) 支払った利子の額を確認できる書類
- (4) 融資の資金使途を確認できる書類（市外事業所を有する者が申請する場合）
- (5) 創業した日を確認できる書類（初めて申請する場合）
- (6) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱に規定する誓約書

様式第 2 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所在地

商号（法人名）

代表者名

様

茨木市創業融資に係る利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市創業融資に係る利子補給金は、次の条件
を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号（第 8 関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所在地
商号（法人名）
代表者名 ⑩

茨木市創業融資に係る利子補給金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった利子補給金を次のとおり請求します。

1 利子補給対象融資

2 金 額 円